

島根県エコロジー農産物推奨要領

第1 趣旨

近年の消費者志向の変化や環境保全意識の高まりの中で、農業生産においても環境への負荷の軽減が求められている。

そこで、化学合成農薬や化学合成肥料の使用を抑えた本県独自のエコロジー農産物の推奨制度を創設し、一般消費者の農産物の選択に資するとともに、生産者の意欲の向上を図り、もって本県におけるエコロジー農業の振興に寄与する。

第2 定義

1 この要領において、エコロジー農産物とは、第3に定める推奨基準及び要件に合致した農産物で、知事が推奨したものをいう。

2 適用する農作物は、持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律（以下「持続農業法」という。）第3条第1項の持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（以下「導入指針」という。）において、知事が導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容を定めた農作物とする。

第3 推奨の基準及び要件

1 当該農産物の栽培期間中における化学合成農薬のうち節減対象となる農薬（以下「節減対象農薬」という。）及び化学肥料（窒素成分）（以下「化学肥料」という。）を全く使用しない（以下「不使用」という。）農産物、又は島根県における標準的な使用量のそれぞれ5割以下（以下「5割以上減」という。）として知事が定める基準（別表1）により生産された農産物であって、下記の要件を満たすものを推奨する。

なお、持続性の高い生産方式の導入に関する計画（持続農業法第4条第1項の持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画。以下「導入計画」という。）の認定を受け、別表1に掲載されていない農産物は、節減対象農薬及び化学肥料を使用しないものを推奨することができることとする。

（1）導入指針に基づく又は準ずる、たい肥等による土づくりが行われたほ場で生産されること。

（2）栽培に関する生産履歴により栽培管理が適正であることが確認できること。

2 推奨を受けることができる者は下記の要件を満たす者とする。

（1）持続農業法に基づく認定農業者及び過去に認定を受け導入計画を達成した者（以下「エコファーマー等」という）、学校教育法に定める学校のうち県立の農業系専門学科のある学校及び農業大学校（以下「農業大学校等」という。）

（2）複数のエコファーマー等をとりまとめ、統一的な栽培方法により、それぞれの生産出荷状況を管理し、その責任を負うことができる立場にある責任者（以下「栽培管理責任者」という。）

（3）推奨を受けようとする農産物の小分けを業とする者（小分けして自ら販売する者を含む。以下「小分け業者」という。）

第4 届出及び申請

推奨を受けようとする者は下記により、届出及び申請を行うものとする。

1 エコファーマー等

（1）推奨を受けようとするエコファーマー等は、当該農産物に係る生産過程の開始前に、エコロジー農産物栽培届出書（別記様式第1号）を作成し、情報公開項目届出書（別記様式第2号）を添付し、知事に提出するものとする。

なお、生産過程の開始前とは、一年生作物にあっては播種又は定植の前、永年性作物にあっては、原則として前作の収穫がすべて終了する前とする。

(2) 推奨を受けようとするエコファーマー等は、届出書を提出後、栽培を開始し、出荷の概ね20日前までに、土づくりの状況、種苗及び育苗段階からの使用節減対象農薬及び化学肥料の使用状況、推奨マークの管理状況等を内容とするエコロジー農産物生産管理記録(別記様式第4号)の写し、または農地・水・環境保全向上対策実施要領の生産記録(参考様式第56号)の写しを添付し、エコロジー農産物推奨申請書(別記様式第3号)を知事に提出するものとする。なお、1回の申請で同一ほ場について複数の作型の推奨を受けようとするものは、最初の作型の出荷開始までに提出するものとする。また、推奨区分は「5割以上減」と「不使用」の2区分とする。

2 農業大学校等

推奨を受けようとする農業大学校等は、第4の1に準じた届出及び申請を行うものとする。

3 栽培管理責任者

推奨を受けようとする栽培管理責任者は、当該農産物に係る生産過程の開始前に、予めエコファーマー等と取り交わした栽培管理規約、栽培管理する統一的な栽培方法(栽培暦等)及び情報公開項目届出書(別記様式第2号)を添付して、エコロジー農産物推奨申請書(別記様式第5号)を知事に提出するものとする。また、推奨区分は「5割以上減」と「不使用」の2区分とする。

なお、生産過程の開始前とは、一年生作物にあっては播種又は定植の前、永年性作物にあっては、原則として前作の収穫がすべて終了する前とする。

4 小分け業者

推奨を受けようとする小分け業者は、小分けしようとする農産物の出荷・販売の計画を作成し、小分けを開始しようとする概ね10日前までに、申請書(別記様式第6号)を作成し、情報公開項目届出書(別記様式第2号)を添付して、知事に提出するものとする。また、推奨区分は「5割以上減」と「不使用」の2区分とする。

5 第4の1、2、3及び4の届出書及び申請書は、当該農産物の生産ほ場が所在する市町村を管轄する隠岐支庁長又は農林振興センター所長(以下「農林振興センター所長等」という。)に提出するものとする。小分け業者の住所地が島根県外にある場合の提出は、農畜産振興課長とする。

第5 審査

1 エコファーマー等及び農業大学校等

知事は、推奨を受けようとするエコファーマー等及び農業大学校等から提出のあった申請内容及び生産管理記録等を第3の推奨の基準及び要件に照らし、適切であるかを審査し、推奨の可否をエコファーマー等及び農業大学校等に通知し、推奨を行う場合は、推奨マークの交付及び使用を認めることとする。なお、推奨区分は「5割以上減」と「不使用」の2区分とし、申請内容を確認して該当区分の推奨マークを交付するものとする。

2 栽培管理責任者

知事は、推奨を受けようとする栽培管理責任者から提出のあった申請内容を審査し、推奨の可否を通知することとする。なお、推奨区分は「5割以上減」と「不使用」の2区分とし、申請内容を確認して該当区分の推奨マークを交付するものとする。

3 小分け業者

知事は、推奨を受けようとする小分け業者から提出のあった申請内容について、入荷するエコロジー農産物が推奨を受けており、第3の推奨基準及び要件に照らし、適切であるかを審査し、推奨の可否を小分け業者に通知し、推奨を行う場合は、推奨マークの交付及

び使用を認めることとする。なお、推奨区分は「5割以上減」と「不使用」の2区分とし、申請内容を確認して該当区分の推奨マークを交付するものとする。

4 知事は、第5の1、2及び3で推奨しないと決定したときには、通知にあたりその理由を付すものとする。

5 推奨を受けた栽培管理責任者がとりまとめたエコファーマー等の生産する農産物については、栽培管理責任者が第3の1の事項に照らし、適切であるかを審査し、適切であると認めた農産物についてのみ、推奨マークの使用を認めることとする。

6 エコファーマー等、農業大学校等、栽培管理責任者及び小分け業者の推奨に関する審査事項は、別に定める。

7 農林振興センター所長等は、第5の1、2及び3について農林水産部長に推奨の可否を通知した旨を報告するものとする。

第6 推 奨

1 エコファーマー等、農業大学校等及び栽培管理責任者

(1) 推奨を受けたエコファーマー等、農業大学校等及び栽培管理責任者は、当該エコロジー農産物の出荷に当たり、別に定めるエコロジー農産物表示及び推奨マークを包装容器に表示するものとする(別記1)。

ただし、エコファーマー等、農業大学校等及び栽培管理責任者が自ら販売する場合であって、包装容器を使用しない場合又はエコロジー農産物表示及び推奨マークを包装容器に表示することが困難な場合は、ポップ等により表示することとする。

その際、エコファーマー等、農業大学校等及び栽培管理責任者の責任において、他の農産物と混同しないよう十分配慮する。

(2) 別記1に掲げるエコロジー農産物表示の「栽培者」欄には原則として、推奨を受けたエコファーマー等の氏名を記載する。農業大学校等にあつてはその名称と代表者氏名を記載する。

(3) エコファーマー等で組織する任意団体が出荷する場合であつて、個別の表示が困難な場合には、任意団体名でのエコロジー農産物表示をすることができる。この場合、任意団体の構成員すべてがエコロジー農産物の推奨を受けていなければならない。また、以下の事項について留意するものとする。

ア エコロジー農産物表示内に代表者の氏名、住所及び連絡先を記載する。

イ 代表者の氏名の下に、任意団体名を()書きで記載する。

ウ 代表者は任意団体名を表示したエコロジー農産物の流通、販売過程及びこれを購入した消費者との間において、表示に係る問題が生じた場合は、代表者がその責任を負うものとする。

(4)(3)で任意団体名等を表記する場合、任意団体の代表者は、任意団体の名称使用について任意団体名称使用届出書(別記様式第7号)を作成し、知事に提出するものとする。ただし、栽培管理責任者がとりまとめるエコファーマー等が全員で組織する任意団体であつて、任意団体名等を表記する場合は、エコロジー農産物推奨申請書(別記様式第5号)の記載事項をもって、これに代えることができる。

2 小分け業者

推奨を受けた小分け業者は、小分け後の包装容器に、小分け前にその包装容器に表示されていたエコロジー農産物表示及び推奨マークと同一の表示及び推奨マークを表示するものとする。

ただし、包装容器を使用しない場合又は小分け前に表示されていたエコロジー農産物表示及び推奨マークを包装容器に表示することが困難な場合は、ポップ等により表示するこ

ととする。

その際、小分け業者の責任において、他の農産物と混同しないように十分配慮する。

3 第6の1の(4)は、第4の5の規定を準用する。

第7 推奨の期間

推奨の期間は、当該エコロジー農産物の出荷開始から出荷終了日までとし、原則として1年を限度とする。

ただし、当該農産物が、収穫後乾燥調製等により1年を経過後も出荷が継続する農産物である場合はこの限りではない。

第8 申請内容の変更等

1 エコファーマー等

(1) 栽培届出を行ったエコファーマー等は、当該ほ場の作付け面積等、届出内容に変更が生じたときは、速やかにエコロジー農産物栽培変更届出書(別記様式第8号)を作成し、知事に提出するものとする。

(2) 推奨を受けたエコファーマー等は、出荷期間の延長や出荷中止、使用マーク数量の変更等、申請内容に変更が生じたときは、速やかにエコロジー農産物推奨変更申請書(別記様式第9号)を作成し、エコロジー農産物生産管理記録(別記様式第4号)の写しまたは農地・水・環境保全向上対策実施要領の生産記録(参考様式第56号)の写し、及びエコロジー農産物出荷管理記録(別記様式第10号)の写しを添付して、知事に提出するものとする。

2 農業大学校等

農業大学校等は、申請内容に変更が生じたときは、第8の1に準じた書類を提出するものとする。

3 栽培管理責任者

栽培管理責任者は、申請内容に変更が生じたときは、速やかにエコロジー農産物推奨変更申請書(別記様式第11号)を作成し、知事に提出するものとする。

4 小分け業者

推奨を受けた小分け業者は、小分けを行う期間の延長や出荷中止、使用マーク数量の変更等、申請の内容に変更が生じたときは、速やかに変更エコロジー農産物推奨変更申請書(別記様式第12号)を作成し、知事に提出するものとする。

5 知事は、第8の1の(2)、2、3及び4の変更承認申請書の提出があったときは、変更の内容が本要領に適合するか否かを審査し、変更承認の可否を申請者に通知するものとする。

6 第4の5の規定は、第8の1、2、3及び4について準用するものとし、第8の5は、第5の7の規定を準用する。

第9 遵守事項

1 エコファーマー等

(1) エコロジー農産物を生産するエコファーマー等は、エコロジー農産物の生産ほ場を特定し、別に定める事項を内容とする立て看板を設置するとともに(別記2)、適正な生産管理に努めるものとする。

(2) エコロジー農産物を生産するエコファーマー等は、エコロジー農産物生産管理記録(別記様式第4号)及びエコロジー農産物出荷管理記録(別記様式第10号)を作成し、

3年間保存するものとする。

(3) 推奨を受けたエコファーマー等は、当該エコロジー農産物の全部又は一部について、栽培を中止したとき又は推奨の基準を満たさなくなったときは、速やかに推奨マークの使用を中止することとする。

(4) 第9の1の(3)により推奨マークの使用を中止した場合は、第8の1の(2)の変更を併せて行うこととする。

(5) 第9の1の(3)により、変更又は栽培中止により余剰が生じた推奨マークは、エコファーマー等の責任において保管する。ただし、以後、エコロジー農産物を栽培せず、余剰が生じた推奨マークを使用する予定がない場合は速やかに返納することとする。

(6) エコロジー農産物の推奨を受けたエコファーマー等は、第6の1の表示又は推奨マークの付してある包装容器等をエコロジー農産物以外の包装容器等として再利用するときは、その表示及び推奨マークを除去した後に使用するものとする。

(7) エコロジー農産物推奨を受けたエコファーマー等は、第11の2の調査を求められたときには、必要な分析試料を無償で提供しなければならない。

2 農業大学校等

農業大学校等は、第9の1に準じた遵守事項を行うものとする。

3 栽培管理責任者

(1) 栽培管理責任者は、とりまとめを行うエコファーマー等の栽培及び出荷状況を把握し、それぞれのエコファーマー等の生産履歴開示について責任を負うものとする。

(2) 栽培管理責任者は、必要に応じてとりまとめを行うエコファーマー等のほ場に出向き、栽培及び出荷の状況について確認を行うこととし、確認を行った旨の記録を3年間保管しなければならない。

(3) 栽培管理責任者は、とりまとめを行うすべてのエコファーマー等のエコロジー農産物生産管理記録(別記様式第4号)及びエコロジー農産物出荷管理記録(別記様式第10号)の写しを3年間保管しなければならない。

(4) 栽培管理責任者は、当該エコロジー農産物の全部又は一部について、栽培を中止したとき又は推奨の基準を満たさなくなったときは、速やかに推奨マークの使用を中止しなければならない。

(5) 第9の3の(4)により推奨マークの使用を中止した場合は、第8の3の変更を併せて行うこととする。

(6) 第9の3の(4)により余剰が生じた推奨マークは、栽培管理責任者の責任において保管する。ただし、以後、エコロジー農産物に係る栽培管理を行わず、余剰が生じた推奨マークを使用する予定がない場合は、速やかに返納することとする。

(7) 栽培管理責任者がとりまとめているエコファーマー等は、第9の1の事項を遵守することとし、栽培管理責任者はそれらの遵守状況についても併せて確認を行わなければならない。

4 小分け業者

(1) 推奨を受けた小分け業者は、エコロジー農産物を他の農産物と区分して管理するものとする。エコロジー米の原料である玄米をとう精するときは、単体で行うものとする。

(2) 推奨を受けた小分け業者は、エコロジー農産物受払台帳(別記様式第13号)を作成し、3年間保存するものとする。

(3) 推奨を受けた小分け業者は、当該エコロジー農産物について、小分けを中止したときは、速やかに推奨マークの使用を中止することとする。

(4) 第9の4の(3)によりマークの使用を中止した場合は、第8の3の変更を併せて行うこととする。

(5) 第9の4の(3)により余剰が生じた推奨マークは、小分け業者の責任において保管する。ただし、以後、エコロジー農産物を小分けし、余剰が生じた推奨マークを使用す

る予定がない場合は、速やかに返納することとする。

5 第9の1の(4)及び4の(4)は、第4の5の規定を準用する。

第10 報告事項

1 エコロジー農産物の推奨を受けた栽培管理責任者は、推奨を受けたすべての農産物の出荷終了後、1ヶ月以内にエコロジー農産物生産管理記録(別記様式第4号)及びエコロジー農産物出荷管理記録(別記様式第10号)の写しを添付したエコロジー農産物推奨完了報告書(別記様式第14号)を、知事に提出するものとする。

2 エコロジー農産物の推奨を受けた小分け業者は、推奨を受けたすべての農産物の出荷終了後、1ヶ月以内にエコロジー農産物受払台帳(別記様式第13号)の写しを添付したエコロジー農産物小分け推奨完了報告書(別記様式第15号)を提出するものとする。

3 第4の5の規定は、第10の1及び2について準用する。

農林振興センター長等は、第10の1及び2の報告書の写しを農林水産部長に提出するものとする。

第11 推奨事項の調査、確認

1 知事は推奨したエコロジー農産物の生産、小分けの実体が申請内容に即しているか否かを確認するため、必要に応じ、申請者からの報告を求め、エコロジー農産物生産管理記録、出荷管理記録若しくはエコロジー農産物受払台帳の検査、生産者が管理する農地若しくは小分け業者が管理する小分け施設での現地調査等を行うことができる。

2 知事は、推奨したエコロジー農産物の残留農薬分析調査を行い、農薬の適正使用等について確認することができる。

3 知事は第11の1及び2の調査及び確認を第3者機関に委託することができ、当該調査及び確認に係る要領は別に定める。

4 第11の1及び2の調査及び確認は、栽培管理責任者が管理するエコファーマー等にも適用する。

第12 監査

1 知事は、第10の1の報告を行った栽培管理責任者に対し、監査を行うことができる。

2 知事は、栽培管理責任者が適切な推奨を行っているか否かを確認するため、必要に応じ、報告を求め、現地調査を実施するものとする。

第13 推奨の取り消し等

1 知事は、推奨された農産物について、基準及び要件に適合しないと認める事由が発生したことを確認したときは、推奨を取り消し、推奨マークの使用の中止を命じるものとする。

2 知事は、推奨を受けたエコファーマー等、農業大学校等、栽培管理責任者及び小分け業者が第9に定める遵守事項に違反し、かつ不正に推奨マークを使用したことを確認したときは、推奨を取り消し、推奨マークの使用の中止を命じるとともに、その年度から起算して3年間、当該エコファーマー等、農業大学校等、栽培管理責任者及び小分け業者に対して推奨を行わないものとする。

第 14 農林振興センター所長等への通知

申請のあった生産者の生産ほ場の所在地に他の農林振興センターの所管する区域が含まれていた場合は、申請書等を受理した農林振興センター所長等は、当該農林振興センター所長等に申請書等の写しを添えて通知するものとする。

第 15 情報公開

1 第 4、第 8 及び第 9 に基づく届出及び申請書の内容のうち、別表 2 の項目について知事は公開できることとし、推奨を受けようとする者は公開項目について情報公開項目（変更）届出書（別記様式第 2 号）を知事に提出するものとする。

2 第 15 の 1 の内容に変更が生じたときは、速やかに情報公開項目（変更）届出書（別記様式第 2 号）を知事に提出するものとする。

3 第 15 の 1 及び 2 は、第 4 の 5 の規定を準用する。

第 16 電子申請

1 推奨を受けようとするエコファーマー等者は、別記様式第 1 号、第 3 号、第 8 号、及び第 9 号による報告に代えて、当該様式に記載すべき事項をインターネット回線を使用する方法により行うことができる。この場合において、当該者は、当該様式による報告をしたものとみなす。

2 前項に規定する方法により行われた申請は、同項の知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。

3 第 16 の 1 の場合において、知事は、当該様式への自署又は押印について氏名又は名称を明らかにする措置をもって当該自署又は押印に代えさせることができる。

第 17 その他

この要領に定めるもののほか、エコロジー農産物の推奨に関し必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要領は、平成 12 年 4 月 3 日から施行する。

この要領は、平成 12 年 12 月 25 日から施行する。

この要領は、平成 14 年 3 月 29 日から施行する。

この要領は、平成 14 年 8 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 16 年 4 月 30 日から施行する。

この要領は、平成 17 年 6 月 21 日から施行する。

この要領は、平成 18 年 4 月 3 日から施行する。

この要領は、平成 19 年 4 月 20 日から施行する。

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

なお、改正日以前に推奨を受けた農産物の取扱については、改正前の要領の適用を受けるとする。